

第1章

都市計画マスタープランについて



第1章 都市計画マスタープランについて



1 都市計画とは

都市計画とは、住み良い良好なまちづくりを行うため、土地の利用や建物に対するルール、道路や公園等といった、私たちの生活に欠かせない都市施設の配置計画などまちづくりのルールを定めるものです。

また、都市計画を定める区域を「都市計画区域」として指定し、この区域内で、都市計画に基づいたまちづくりを進めていくことになります。

2 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。この「基本的な方針」をより簡単に表すと、都市として発展していくための課題に対応した、宇城市のあるべき姿とその実現に向けたまちづくりの方針を示す計画です。

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。
概ね 20 年先を見通して策定	長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次を概ね 20 年後に設定します。
都市計画の目標や、新しい時代の市民生活を実現していくための方針を示す	現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。
市民のみなさんの意向を反映した計画	都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさまの意向を反映することが求められるため、市民意向を把握するための方策が必要となります。
上位計画との整合	都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）に即したものとする必要があります。

3 改定の目的

現行の都市計画マスタープラン（2009（平成 21）年 3 月）の策定から概ね 10 年が経過する中で、社会情勢や市の環境、市民の意識は大きく変化し、新たなまちづくりの課題が発生しています。

本市では、このような課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、「宇城市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

4 都市計画マスタープランの位置づけ

本マスタープランは、第 2 次宇城市総合計画、宇土・宇城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めます。また、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。

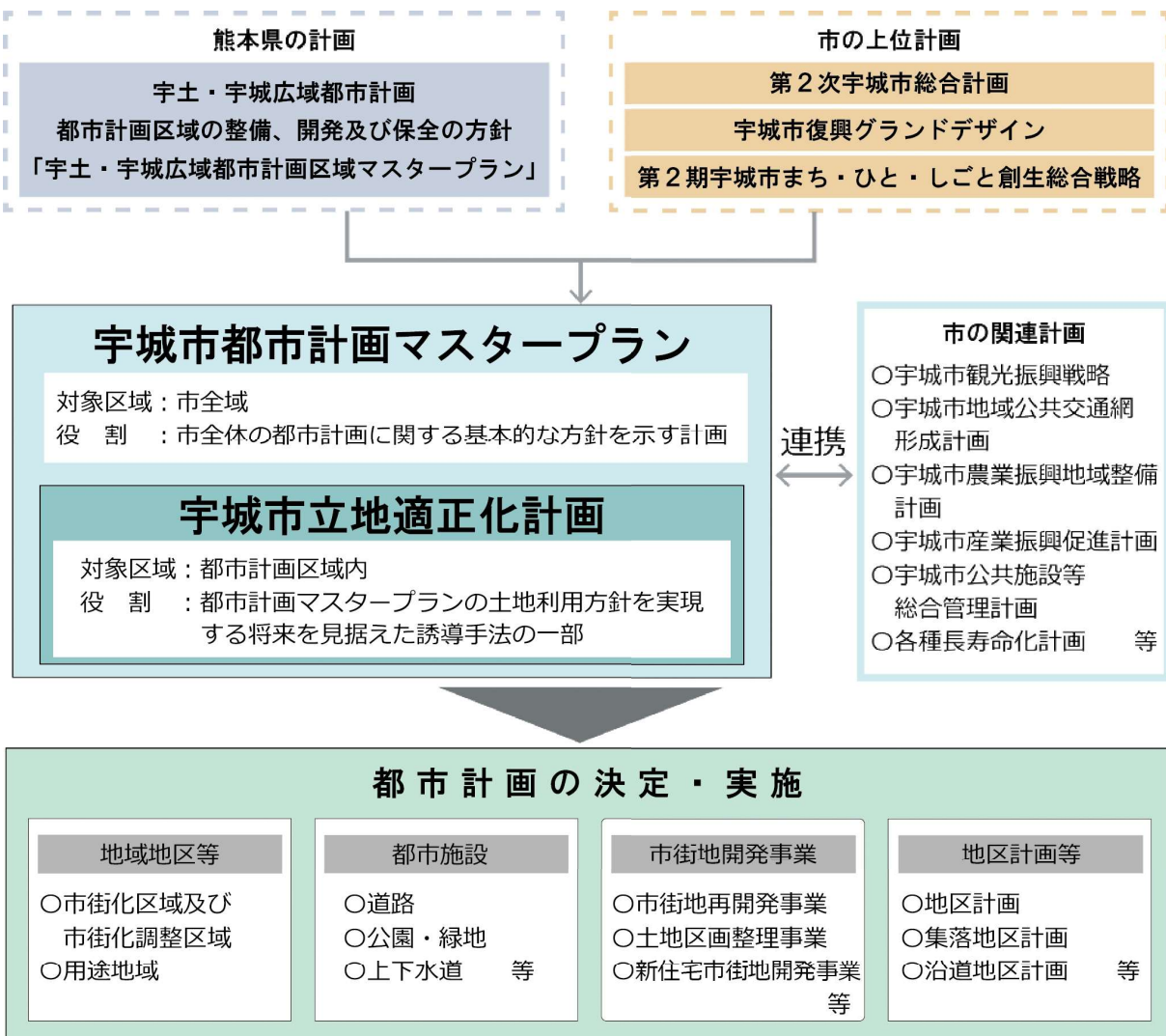


図 位置づけ

5

策定体制

本マスタープランの策定体制は、以下の通りです。

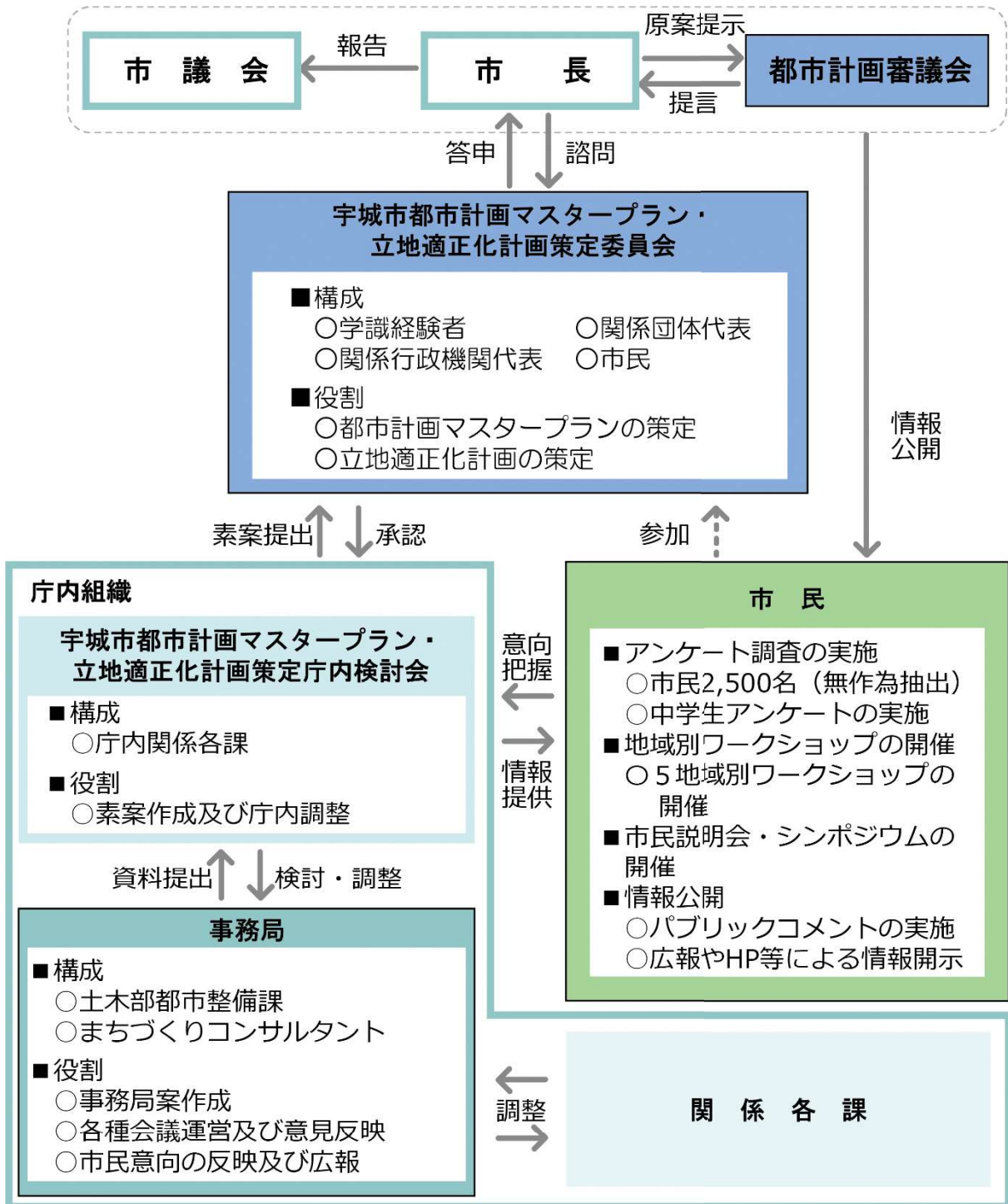


図 策定体制

6 都市計画マスタープランの対象範囲

本マスタープランは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。土地利用や都市施設、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等のあり方を検討し、都市全体の将来ビジョンを明確化することが重要であることから、本市の行政区域全域を本マスタープランの対象範囲とします。

7 目標年次

目標年次は、本マスタープランが長期的なまちづくりの計画であることから、国勢調査年次である2020（令和2）年を基準とし、概ね20年後の2040（令和22）年を目標年次とします。

8 将来人口

宇城市人口ビジョン（2020（令和2）年3月改定）では、将来の目標人口を40,760人（2060（令和42）年）としています。

国立社会保障人口問題研究所の推計では、本マスタープランの目標年次である2040（令和22）年には、46,124人となり、2015年の国勢調査時点の59,756人から22.8%の人口が減少すると推計されています。

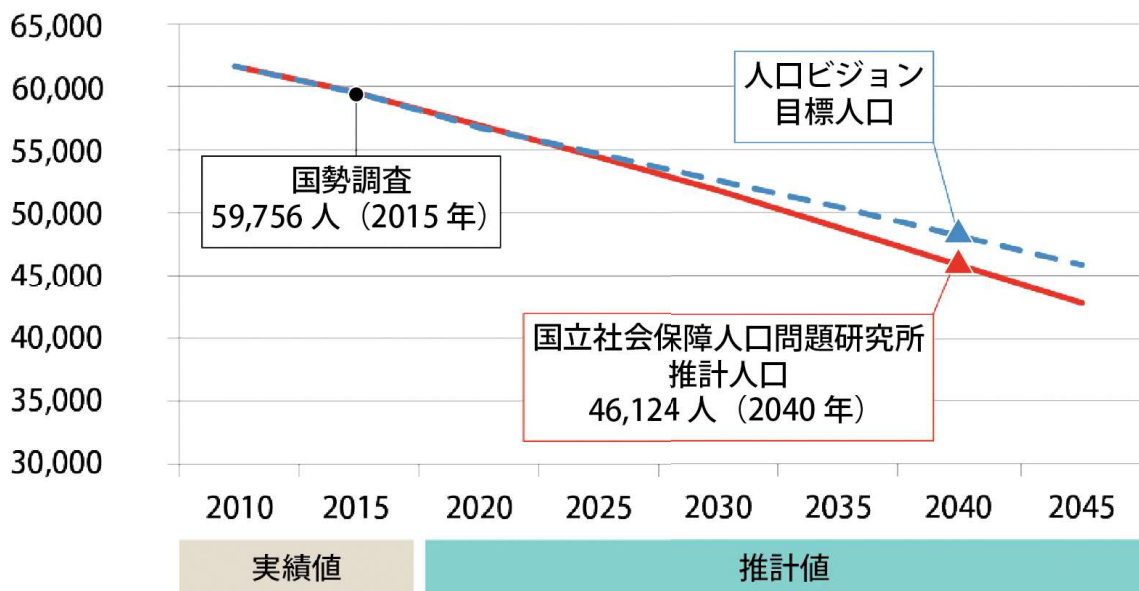


図 将来人口